南三陸商工会制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、公告する。

令和2年4月14日

南三陸商工会 会長 山内 正文

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 (仮称)南三陸商工会館復旧工事
- (2) 事業場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番27
- (3) エ 期 契約締結日の翌日から令和2年6月30日まで
- (4) 工事概要 事務所移設工事 (プレハブ) 72.36 ㎡
- (5) 支払条件 完成払の1回とする。

2 入札参加資格

- (1) 南三陸商工会会員であること。
- (2) 南三陸町内に本社を有し、南三陸町建設(建築)工事執行規則の規定に基づく 競争入札参加承認を受けていること。
- (3) 建設業法第3条1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領(平成17年南三陸町訓令第37号) に基づく氏名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 南三陸町暴力団排除条例(平成24年南三陸町条例第30号)第2条第4 号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。

南三陸商工会制限付き一般競争入札公告 詳細

- 3 入札手続等
- (1) 入札参加申請書類並びに入札書の交付等

ア 交付期間

令和2年4月14日(火)から同年4月20日(月)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)イ 交付場所

南三陸商工会

(2) 設計図書の閲覧

ア期間

令和2年4月14日(火)から同年4月22日(水)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。) イ 場 所

南三陸商工会

ウ質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和2年 4月17日(金)までに南三陸商工会へ提出すること。

工 回 答

令和2年4月20日(月)午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出による。ただし、貸出時間は4時間以内とする。

- (3) 入札執行の日時及び場所
 - ア日時

令和2年4月23日(木) 午後2時

イ場所

南三陸商工会

- 4 入札参加者資格の確認申請
- (1)申請書類

入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部(ウについては、1通)を持参により提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

- ア 制限付き一般競争入札参加申請書
- イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し
- ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒(1通)

(2) 受付期間及び場所

ア期間

令和2年4月14日(火)から同年4月20日(月)までの期間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。) イ 場 所

南三陸商工会

- (3) 入札参加資格の結果については、入札参加申請者に対し、令和2年4月21 日(火)までに通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2)入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の110分の100に相当する金額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6入札保証金

免除する。

7入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、失格とする。
- (3) 落札者が決定されなかった場合は、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

免除とする。

10その他

不明な点については、当会担当に照会すること。

南三陸商工会 担当者 佐々木

電 話:0226-46-3366 (直通)

FAX : 0226-46-5335